

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、あなたが機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3033）
備 考：